

# 葬送のゆくえ

第1部 終のすみか 10

## 個々の問題を超えて

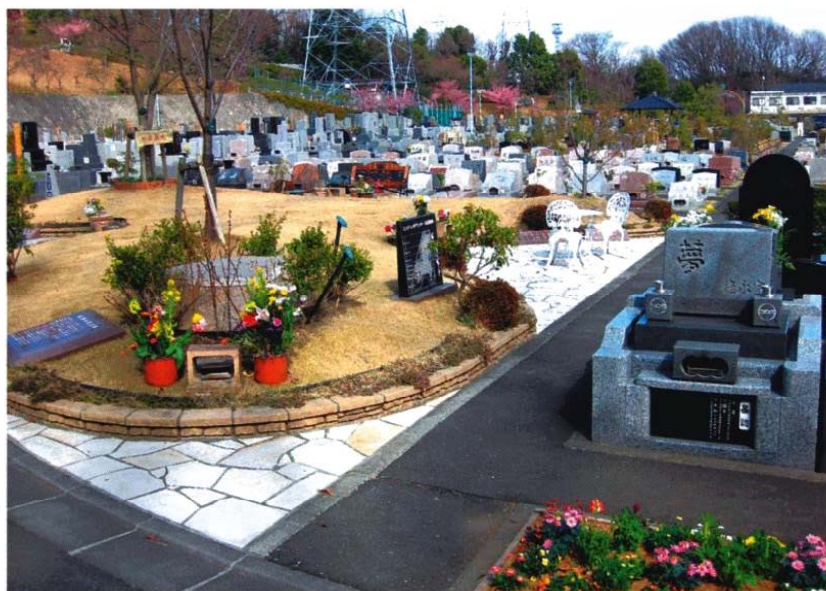
お墓ディレクター。日本のお墓文化の発展とお墓の正しい知識の普及を願って、日本石材産業協会が認定する資格だ。

2004年から実施している検定試験は加盟業者以外も受けられる。県内では「お墓のエキスパート」とされる1級を「横倉石材」（高岡郡越知町）の岡林増樹社長（52）がただ一人、取得。2級は33人いる。

墓をめぐっては、誤解や思い込みなどが少なくない。よく「お墓を買う」という言い方をしますが、買うのは墓地として使用する権利であって、土地を買わけではない。

また、「永代使用料」の「永代」は「永久」ではなく、あくまでも「継承者が

### 墓は誰のため



デザイン墓に桜葬墓地。多様化が進んだ葬送のかたち（東京都町田市）

いる限り」という条件がついている。高知県が抱える大きな問題に、無許可墓地の多さがある。墓は「墓地、埋葬等に関する法律」（墓埋法）に基づき、市長や保健所長などから墓地として許可さ

れた場所であれば建てられない。

継承が困難になり、墓の引越（改葬）や墓の処分など、自分の代で「決断」を迫られる人は今後ますます増えていく。分らないこと、不安が多いからこそ、「お墓の専門家」としての「ディレクター」の役割も膨らんでいく。

打ち捨てられた無縁墓が広がる光景は一体、何を物語っているのか。

見えてきたのは、都市への人口流出や核家族化、少子高齢化など高度経済成長期に始まる時代の激しい変化の中で制度疲労をきたしている「継承を前提とした墓」のありようだった。

「継承ありき」の制度は、戦後廃止されたはずの

「家」を意識や慣習の中に埋め込んでいた。墓は、日頃離れ離れで暮らす家族が先祖祭祀を通じ、「家」や

「地域（古里）」への帰属意識を呼び覚ます場として機能してきた。

隣の韓国。ここでも儒教思想から先祖祭祀の伝統が重視され、土葬の慣習を根付かせてきたが、それも様変わり。都市への人口集中や高齢化、環境保護の面から政府が火葬を奨励し、1991年に2割弱だった火葬率は2010年に7割近くと劇的に上がっている。

日本の火葬率は既に100%近いが、墓埋法は土葬が主流だった1948（昭和23）年の施行。その上、市民団体が同法の想定外だった散骨に踏み切ってもう20

年以上がたった。墓埋法は空洞化してしまっている。

一方で、散骨はその場所や手法次第で関係住民との対立を呼び起こしたりもする。「自由」と背中合わせで求められる「節度」とは？そこにも法は踏み込めない。

「思想信条の自由」を保障した戦後の新憲法下。私たちは「葬送の自由」、多様な価値観に即した多様な選択肢を手にするようになった。

だが、人の死は、本人と残される者たちだけの問題ではない。高齢化に伴い年間の死亡者数がかつてないほど多くなる「多死社会」を控え、それに伴う「終のすみか」の増大とどう向き合うかは深刻な社会問題でもあるのだ。

あらためて考えたい。墓は、誰のためにあるのだろうか。

（編集委員・又川晃世）  
第1部おわり